

札幌国際カントリークラブ(A・B)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義 40)
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
 - (a) 張り芝の継ぎ目; 規則付 I (A)3e を適用する

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は、修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。
(ゴルフ規則 164 ページ参照)
 - (b) パッティンググリーンの奥行きを標示するための黄色いペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体はゴルフ規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. 次のものは動かせない障害物とする
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (d) 動かせない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (e) 障害物によって囲まれた部分はその障害物の一部である。
4. Par3 のホールにある防球ネットによる障害(ゴルフ規則 24-2a)のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決定しなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
5. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a) ウォーター・ハザード内にある護岸用の構造物。
6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。
7. 予備グリーンはスルーザグリーンとし、あるがままの状態でプレーしなければならない。ただし、他の規則の規定が適用できる場合を除く。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、俱楽部ハウス内並びにスタートティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. ゴルフ規則 8 の「注」記載の『アドバイスを与えることのできる者の指名』は競技の条件の中に記載されていない。
4. 予備グリーンはスルーザグリーンである。(但し、指定練習日はプレー禁止の修理地とする)
5. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる機器や異常な携帯品を使用すれば、ゴルフ規則 14-3 の違反(競技失格)となるので注意すること。
6. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人コイン 1 枚(30 球)を限度とする。
7. No.7 ホール(A コース No.7)、No.13、No.14、No.15(B コース No.4、No.5、No.6) では打球の落下地点の安全確認のため、設置されている信号機の指示に従うこと。
赤色 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)

競技委員長 木村 良三